

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正を改正する細則
 国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則（17経教細則第7号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																				
<p>国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月28日 17経教 細則第7号</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p>（期末手当） 第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合には100分の211、12月に支給する場合には100分の231を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="208 818 898 991"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 箇 月</td> <td>1 0 0 分 の 1 0 0</td> </tr> <tr> <td>5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 8 0</td> </tr> <tr> <td>3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 6 0</td> </tr> <tr> <td>3 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 3 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p> <p>附 則 略</p>	在 職 期 間	割 合	6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0	5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0	3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0	3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0	<p>第1条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>（期末手当） 第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、6月に支給する場合には100分の211、12月に支給する場合には100分の232.2を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた一週当りの勤務時間を40で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1095 818 1785 991"> <thead> <tr> <th>在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 箇 月</td> <td>1 0 0 分 の 1 0 0</td> </tr> <tr> <td>5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 8 0</td> </tr> <tr> <td>3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 6 0</td> </tr> <tr> <td>3 箇 月 未 満</td> <td>1 0 0 分 の 3 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 略</p>	在 職 期 間	割 合	6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0	5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0	3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0	3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0	
在 職 期 間	割 合																					
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0																					
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0																					
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0																					
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0																					
在 職 期 間	割 合																					
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0																					
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0																					
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0																					
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0																					

附 則（20細則第1号）

この細則は、平成20年3月3日から施行し、平成19年12月1日から適用する。